

津幡町選挙管理委員会告示第22号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第11項及び第4条の2第15項の規定による合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合の署名者の最低数（選挙権を有する者の総数の6分の1の数）は、次のとおりである。

令和7年7月2日

津幡町選挙管理委員会

5,221人